

各介護サービス事業所 管理者 様
各高齢者福祉施設 施設長 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等の人員基準等の臨時的な 取り扱いについて（通知）

標記について、厚生労働省事務連絡<参考>が発出され、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たせなくなる場合等には、人員基準等の柔軟な取り扱いが可能とされたところですが、本日から当面の間の本市における取り扱いを下記のとおり整理し、通知します。

なお、本取り扱いによる場合においても、利用者の安全確保を第一に極力人員確保の努力を行い、利用者へのサービス提供体制維持に努めるとともに、事故予防を徹底するようお願いいたします。

また、職員の出勤停止等により利用者へのサービス提供体制の維持が困難となる可能性がある場合は、事業者指導課へ連絡をお願いします。

本取扱いは期間限定のものとし、終了する際には改めて通知します。

<参考> 令和2年2月24日付け「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」及び「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」

記

下記の理由で職員が出勤できないことで一時的に人員が不足し、人員基準を満たせず、また、減算に該当する状況となった場合であっても、別紙様式にて状況を記録し、その取り扱い終了後に市に提出（郵送）することを条件に、実地指導等における指導及び返還の対象としないものとする。

○職員が下記のいずれかの状態の場合

- ・37.5℃以上の発熱がある。（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・解熱後24時間を経過していない
- ・解熱後24時間以上経過した場合において、呼吸器症状がある。

※人員基準等を満たしている場合は記録・提出は不要です。

※本取扱いは本市所管の事業所に限ります。

※本通知・様式は市ホームページにも掲載しています。

※新型コロナウイルス感染症への対応のための、その他の事情により人員基準等を満たさなくなる場合はご相談ください。

【問い合わせ先・提出先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課
施設指導係 TEL：092-711-4319
在宅指導係 TEL：092-711-4257
〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

人員基準欠如報告書（新型コロナウイルス感染症対策）

※職員ごとに明確に記録し、本取扱い終了後に確実に市へ郵送してください

※郵送する際には封筒に「人員基準欠如報告書（新型コロナウイルス感染症対策）」在中と記載してください。

<p>人員基準等を満たさなくなった理由に○をつける</p> <p>職員が下記いずれかの状態にある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 37.5℃以上の発熱がある。（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様） ・ 解熱後 24 時間を経過していない ・ 解熱後 24 時間以上経過した場合において、呼吸器症状がある。 	
<p>所在地： 事業所名： 事業所番号： 法人名： 代表者職名： 代表者氏名： 法人印 連絡先：<TEL> — — <FAX> — — 担当者名(役職)： ()</p>	
サービス種別	
該当職員名（職種）	()
当該職員の業務内容	
<p>状況</p> <p>※任意様式の別紙を添付する形でも可</p>	
人員欠如の期間	